

とくしま孤独・孤立対策官民連携 プラットフォーム

本日の次第

令和6年4月26日（金）13時30分～オンライン開催

- （1）孤独・孤立の現状について
- （2）孤独・孤立対策推進法について
- （3）プラットフォームの運用について
- （4）令和6年度の県施策について
- （5）今後の予定について

(1) 孤独・孤立の現状について

(1) 孤独・孤立の現状について

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年） 調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施（令和4年4月公表）
 - ・今回は3回目の調査

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和5年12月1日（調査への回答期限：令和6年1月19日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全30問）
回答数	調査書類の配布数：20,000件 有効回答数：11,141件（有効回答率55.7%）
結果公表	令和6年3月29日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku.koritsu.taisaku/index.html>)及び政府統計ポータルサイト(<https://www.e-stat.go.jp/>)に掲載

※内閣府全国調査資料より転載

(1) 孤独・孤立の現状について

孤独の把握方法、孤独の状況

- 孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用

【1】直接質問 : 孤独感を直接的に問うもの

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.8%、「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%、一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は41.4%、「決してない」が17.9% (図1)

- 令和4年と比較すると、孤独感が「時々ある」の割合が縮小(図1)

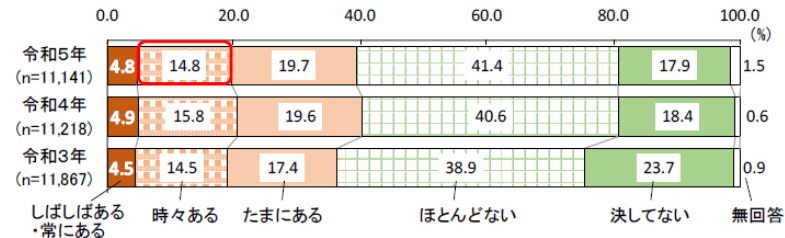
(注)比率の差の検定を行い、統計学的に有意差(信頼度95%)が認められる場合にのみ判定(以下同じ)

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |



【図1】孤独の状況(直接質問)－令和5年、4年、3年



【2】間接質問 : カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「UCLA孤独感尺度」¹⁾の日本語版²⁾の3項目短縮版³⁾に基づき、以下の3つの設問への回答をスコア化⁴⁾して孤独感を評価するもの

- 合計スコアが「10～12点」の人が6.9%、「7～9点」の人が40.1%、一方で、「4～6点」の人が38.5%、「3点」の人が13.7%(図2)

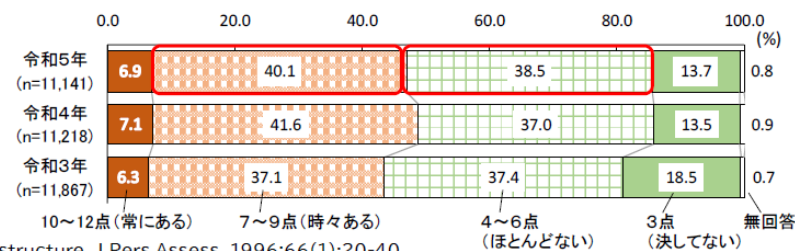
- 令和4年と比較すると、合計スコアが「7～9点」の割合が縮小し、「4～6点」の割合が拡大(図2)

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |



【図2】孤独の状況(間接質問)－令和5年、4年、3年



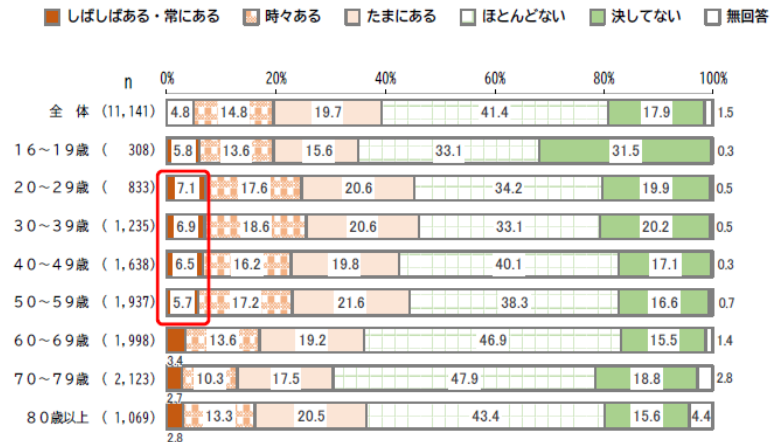
1) Russell DW. UCLA loneliness scale (version 3): reliability, validity, and factor structure. J Pers Assess. 1996;66(1):20-40.
 2) 舛田ゆづり, 田高悦子, 他: 高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度(第3版)の開発とその信頼性・妥当性の検討, 日本地域看護学会誌. 15(1):25-32, 2012.
 3) Arimoto A & Tadaka E: Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers. BMC Women's Health. 2019;19:105.
 4) 「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化。合計スコア(3点～12点)が高いほど孤独感が高いと評価

(1) 孤独・孤立の現状について

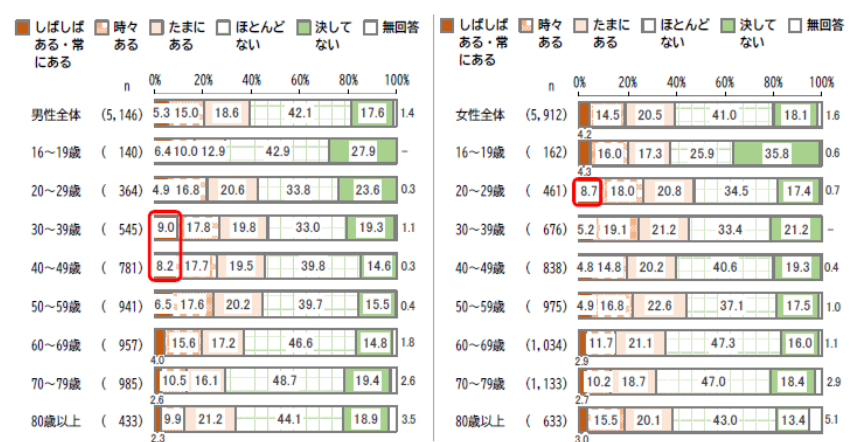
孤独の状況 (年齢階級別、男女別の孤独感、孤独感の継続期間)

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代から50歳代で高い(図3)
- 男女別にみると、男性が5.3%、女性が4.2%
男女・年齢階級別にみると、男性では30歳代及び40歳代、女性では20歳代で高い(図4)

【図3】年齢階級別孤独感



【図4】男女・年齢階級別孤独感



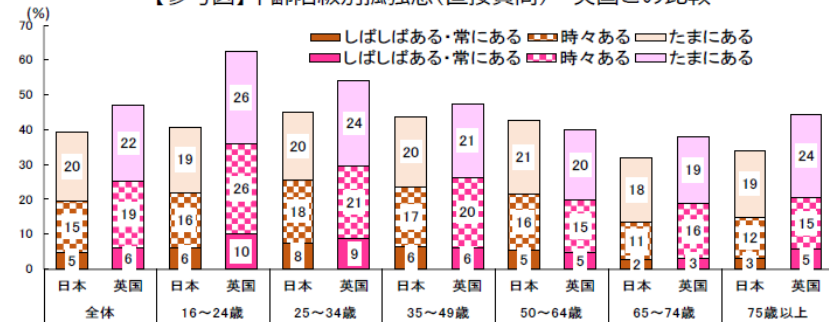
【参考掲載】

英国政府の統計調査(Community Life Survey 2021/22)結果

- 英国調査の直接質問では、孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、「時々ある」が19%、「たまにある」が22%という結果が公表されている。
- 年齢階級別にみると、16~24歳の年齢階級で孤独感(直接質問)が高くなっている。

※日本の数値は、英国との比較のため、年齢階級及び表章単位を英国の調査に合わせている。
※調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

【参考図】年齢階級別孤独感(直接質問) - 英国との比較

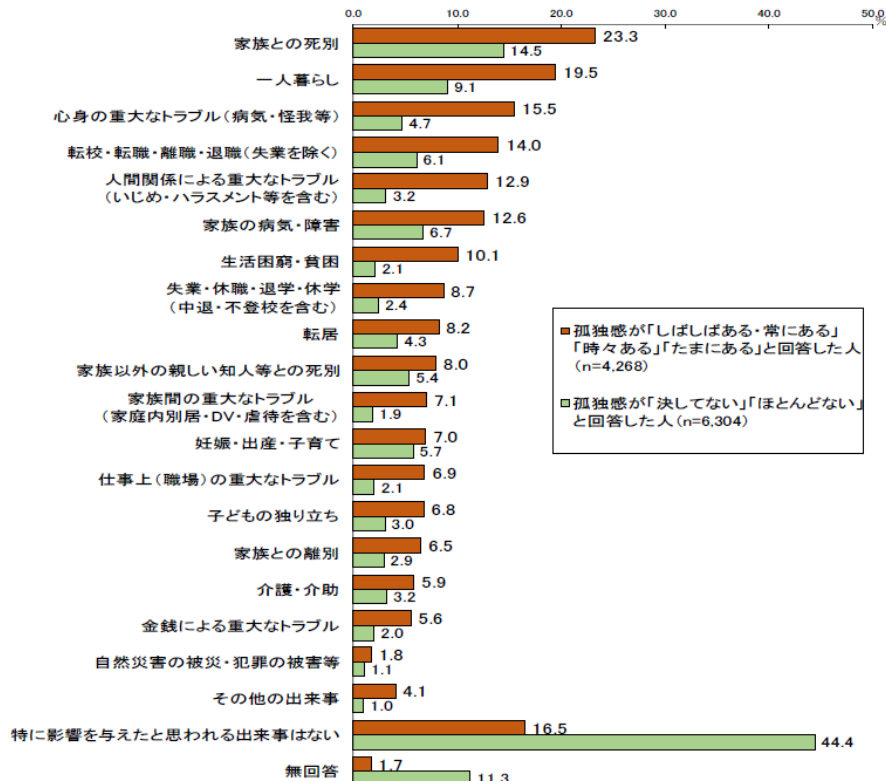


(1) 孤独・孤立の現状について

孤独の状況（現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事）

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独感が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が23.3%と最も高く、次いで、「一人暮らし」(19.5%)、「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」(15.5%)などとなっている(図5)。
- 孤独感が比較的高い人と孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人とで、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合の差をみると、「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」が最も大きく、次いで、「一人暮らし」、「人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む)」などとなっている(図6)。

【図5】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事(複数回答)



【図6】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関する回答割合の差(上位10項目)

順位	出来事	回答割合の差(ポイント)
1	心身の重大なトラブル(病気・怪我等)	10.8
2	一人暮らし	10.4
3	人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む)	9.7
4	家族との死別	8.8
5	生活困窮・貧困	8.0
6	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	7.9
7	失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	6.3
8	家族の病気・障害	5.9
9	家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)	5.2
10	仕事上(職場)の重大なトラブル	4.8

※上記は、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関し、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の回答割合から、孤独感が、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の回答割合を差し引いた結果

(1) 孤独・孤立の現状について

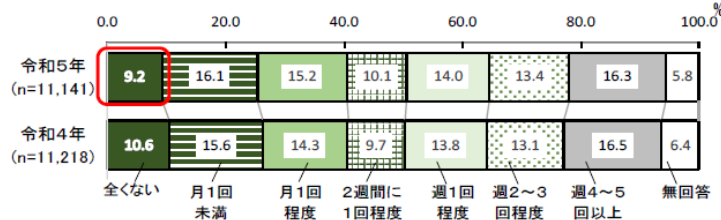
孤立の把握方法、孤立の状況

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①家族・友人等とのコミュニケーション頻度(社会的交流)、②社会活動への参加状況(社会参加)、③行政機関・NPO等からの支援の状況(社会的サポート(他者からの支援))、④他者へのサポート意識(社会的サポート(他者への手助け))の状況から把握

①家族・友人等とのコミュニケーション頻度

- 同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くない」と答えた人の割合は9.2%で、令和4年より縮小(図7)

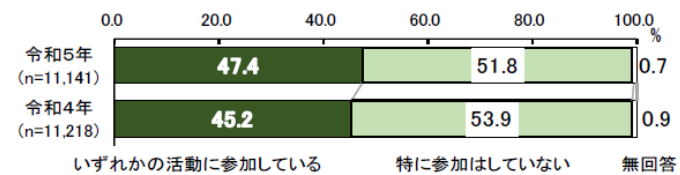
【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度



②社会活動への参加状況

- 「特に参加はしていない」と答えた人の割合が51.8%で、いずれかの活動に参加している人の割合は47.4%(図8)
- 令和4年と比較すると、「特に参加はしていない」の割合が縮小し、「いずれかの活動に参加している」が拡大(図8)

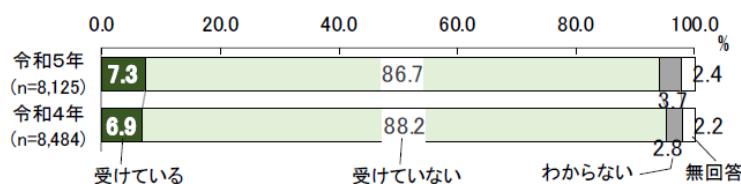
【図8】社会活動への参加状況



③行政機関・NPO等からの支援の状況

- 支援を「受けていない」と答えた人の割合が86.7%で、令和4年より縮小(図9)
- 支援を受けていない理由としては、「支援が必要ではないため」と回答した割合が63.7%と最も高い

【図9】不安や悩みに対する行政機関・NPO等からの支援の状況

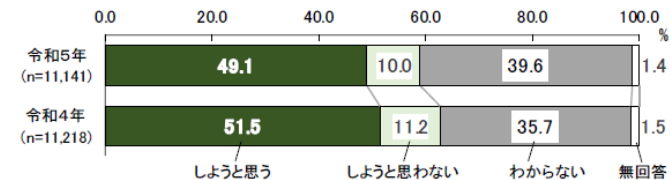


(注)行政機関・NPO等からの支援については、日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した人を対象として尋ねている。

④他者へのサポート意識

- まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや手助けを「しようと思う」と答えた人の割合が49.1%(図10)
- 令和4年と比較すると、「しようと思う」、「しようと思わない」の割合が縮小し、「わからない」が拡大(図10)
- 「しようと思う」と答えた割合は、男性では16~19歳、20歳代及び40歳代、女性では16~19歳、20歳代及び30歳代が高い

【図10】他者へのサポート意識



(2) 孤独・孤立対策推進法について

(2) 孤独・孤立対策推進法について

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人の「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

・孤独・孤立対策の重点計画の作成

- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。

- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

3

(2) 孤独・孤立対策推進法について

【趣旨】

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める法律

→孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指す

(2) 孤独・孤立対策推進法について

【基本理念】

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること

(2) 孤独・孤立対策推進法について

【基本的施策】

- 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- 孤独・孤立対策の多様な主体の自主的活動に資する啓発
- 相談支援（当事者からの相談に応じ、必要な助言等）の推進
- 孤独・孤立対策地域協議会の設置・運営
 - 徳島県では、令和4年度に、官民関係機関と協働して「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置しており、「孤独孤立対策の輪」を広げ、「会員団体間のパートナーシップ強化」を目的として運用
 - 現在「97団体」の官民支援機関が参画
 - 各市町村においても設置の必要性（既存会議体でも可）

(3) プラットフォームの運用について

(3) プラットフォームの運用について

令和6年度におけるプラットフォーム運用（予定）

① プラットフォームの一体的運用

- 当課所管の「生活困窮自立支援PF」と一体的に運用し、孤独孤立対策の強化

② 参画団体同士の連携強化

- 情報交換会、セミナー等の開催による参画団体間の情報共有、関係構築

(3) プラットフォームの運用について

① プラットフォームの一体的運用

- 当課では「生活困窮者自立支援プラットフォーム」を所管（官民46団体で設置）
 - 生活困窮者の自立支援に向けて、現場の支援に直結する情報共有や即戦力的議論
- 孤独・孤立になるきっかけの部分に
「生活困窮」の問題が関わっていることも多い
- そこで、「孤独孤立官民連携PF」と「生活困窮自立支援PF」を一体的に運用し、
「孤独孤立対策の強化」を図って参りたい。

(3) プラットフォームの運用について

② 参画団体同士の連携強化

- 情報交換会、セミナーの開催
- 心のサポーター養成講座の開催
- 現地見学会（参画団体の活動現場）の開催
- メールマガジンの送付

(4) 令和6年度の県施策について

(4) 令和6年度の県施策について

① 孤独・孤立解消アプローチ支援事業

不登校児童・生徒が増加する現状を踏まえ、民間団体が行う「居場所づくり」や「家族への啓発」等の「アプローチ活動」を支援

【支援対象】 ※県HP等で公募予定

- 「不登校対策をはじめとした孤独・孤立対策」
に取り組む民間団体

(4) 令和6年度の県施策について

② 孤独・孤立対策居場所づくり推進事業

「孤独・孤立状態の解消」と

「生活困窮からの自立支援」に向けて、

民間団体が行う総合的な取り組みを支援

【支援対象】 ※県HP等で公募予定

- 孤独・孤立から生活支援につなげる活動に
取り組む 民間団体

(4) 令和6年度の県施策について

③心のサポーター養成事業

家族や同僚など身近な心の支えとなる
相談役「心のサポーター」を養成するため、
県内企業や関係団体、地域住民を対象とする
講座を開催

【年間目標】

- 年間600人の養成を目指す

(5) 今後の予定について

(5) 今後の予定について

○ 令和6年5月15日(水)

- 孤独孤立対策、生活困窮対策の両PFの一体開催
- 両PFの参画団体（リアル+オンライン）

○ 令和6年5月27日(月)

- 心のサポーター養成講座
- プラットフォーム参画団体の方々のご参加もお願いします

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策担当

5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です

ひとりぼっちだと感じる孤独、人とのつながりが少ない孤立。こうした感情や状態を、あなただけのものと思っていませんか？

もう、ひとりで悩まない、みんなで支え合う社会へ

孤独・孤立
官民連携プラットフォーム
5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です
<https://www.notalone-cas.go.jp/category/monthly/>
検索

あなたはひとりじゃない
チャットボットで
制度・窓口を探す
<https://www.notalone-cas.go.jp/>
検索

以上になります

御清聴ありがとうございました